

ＪＡＳ制度のあり方検討会 中間取りまとめ(案)についての問題点

平成 16 年 5 月 19 日
(財) 食品産業センター
理事長 岩崎 充利

「はじめに」 について

上から 8 行目、第 3 パラグラフ以下、17 行目第 4 パラグラフまでを次のように書き換えて頂きたい。

しかしながら、平成 14 年以降の不正表示事件の多発など、食に対する信頼性を揺るがす事態が発生したこともあり、消費者の食の安全・安心に係るニーズ等に的確に対応することがこれまで以上に重要となってきた。ＪＡＳ 制度についても、飲食料品の品質を保証し、消費者の安心と選択の拠り所として寄与するというこれまで ＪＡＳ 制度が果たしてきた役割を踏まえつつ、食に対する信頼性の更なる確保と新しい社会の変化への対応を見据えた制度の見直しが不可欠となっている。

一方、行政改革の一環として、登録認定機関等のいわゆる検査・検定機関に対する行政の関与のあり方を平成 17 年度までに見直すことが閣議決定されており、ＪＡＳ 制度への信頼性の確保に当たっては、行政改革の方向性を踏まえた上での、国による監視の強化や法令違反への機動的な対処が不可欠となるとともに、認証制度のあり方について検討することが必要となっている。

・ 検討に当たっての基本的な視点

1. ＪＡＳ規格のあり方

第 1 パラグラフの文頭から、以下のように変更を検討いただきたい。

ＪＡＳ 規格は、まがい物・粗悪品の防止や個別の飲食料品等の品質の向上に大きな役割を果たしてきており、その点は現時点でも変わりはなく、これからもその役割を果たしていかなければならないと考える。一方、飲食料品等の製造管理技術が高度化するとともに、消費者の嗜好に対応して製品が多様化する中で、新たな ＪＡＳ 規格の役割・位置付けが求められている。また、近年、食の信頼性の・・・

(以下同文)

3. 品質表示基準のあり方

- ・ 現行の ＪＡＳ 規格・個別品質表示基準についても、歴史・経緯等を踏まえ極力重視すべきである。
- ・ また、「消費者が知りたい情報は何でも開示」という方向ではなく、企業秘密やノウハウの保護にも配慮が必要である。

- ・ 2 ページ、「3 品質表示基準のあり方」 5 行目以下、第 2 パラグラフについては、この情報ギャップを埋めるため、JAS 制度としては、品質表示基準により、飲食料品に関して事業者が消費者に最低限伝えるべき情報についての表示を義務付け、消費者の信頼を得てきたところである。と書いていただきたい。
- ・ 3 ページ目、(1)については、これまでの JAS 制度が定着してきた経緯等を踏まえ、品質表示基準（個別品表を含む）により、飲食料品に関して事業者が消費者に最低限伝えるべき情報についての表示を義務付ける、と書いていただきたい。
- ・ 3 ページ目上から 9 行目、「最低限の規制として」は削除していただきたい。

・ JAS 規格のあり方

1. JAS 規格のコンセプトの明確化

【対応方向】中、

- ・ 3 ページ下から 2 行目、「特色規格」を原則とすべきである。→「特色規格」を設ける。と変更されたい。
- ・ 「特色規格」を原則とすることについては、特色規格と標準規格とは関連して存在するものであり、標準の概念を定める必要があることから、問題がある。
- ・ また、個別品質表示基準にあるような標準規格は、その規格が制定された経緯を踏まえて極力残すべきである。
- ・ これらのことから、4 頁上 5 行～13 行の一節は削除すべきである。
また、原料用品目・業務用品目と消費者が購入する最終加工品の間には本質的な区別はないものとする。

2. 新たな社会ニーズに対応した JAS 規格

(1) 表示とリンクした JAS 規格

義務表示事項以外の任意表示事項に関する規格であることを考えれば、その表示内容の真正性を第 3 者が認証を行うということは、その JAS マークを取得していない商品の誤認（表示内容が正当であるにもかかわらず、JAS マークを取得していないことにより、信頼のできない製品と受け止められる）を招くのではないかと。ひいては、当該 JAS マークを取得せざるを得ないという新たな規制となってしまう可能性が大きいと考える。

(3) その他のJAS規格

【対応方向】の中、

- ・ 「JAS規格は個別の物資に着目して定められる規格」とされているが、有機JASや生産情報公表JASといった生産行程等に着目した規格制度も定められていることに留意し、例えばGMP、GAPをJASで担保するようなことも検討すべきではないか。
- ・ 品目横断的な特色を有する新たなタイプのJAS規格として、「高齢者向けの製品」、「環境に配慮した製品」の例に加え、「国産原料使用を重視した製品」をも、例示として挙げて頂きたい。

4. JAS規格の制定・見直しの基準への反映

【現状】の中、

(3) 改正の是非を検討する基準

「食品添加物の限定等、消費者ニーズに対応した製品・・・」については、ここでのみ個別具体的な品目群を例示することは誤解を招くことがあるので削除されたい。

【対応方向】の中、

(2) 廃止の是非を検討する基準、については現状通りとしていただきたい。

(3) 改正を検討する観点

「特色規格」とする場合、「標準規格」とする場合、「等級別規格」とする場合、の内容については、前述した理由により、修正すべきである。

「標準規格」とする場合、については、

取引・使用の合理化又は増量・まがい物防止の観点から必要なものに限定し、

↓

取引・使用の合理化又は増量・まがい物防止の観点にも留意し、
と変更されたい。

. JAS規格の認証のあり方

1. 「改革実施計画」に係るJAS制度の対応方向

(1) 登録認定機関の登録における行政の関与のあり方

【対応方向】の中、

ISO ガイド 65 の引用については、登録認定機関から事業者への助言はコンサルティングに該当するとして禁止するのではなく、ある程度の指導・助言は認めるよう留意されたい。

(2) 登録認定機関の業務実施における行政の関与のあり方

【対応方向】の中、

役職員のみなし公務員規定及び秘密保持義務を排除した場合、それら規定の果たしてきた役割は、今後とも重要と考えられるので、何らか同等の担保措置が必要である。

(3) 登録認定機関、認定事業者の取消等における行政の関与のあり方

【対応方向】の中、

認定取消要件、定期的監査については、具体的な内容を示すべきである。

・品質表示基準のあり方

1. 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合

【現状】の中、

- ・名称規制について、現行制度は必要以上に厳しい規制となっている、としているが、商品、その原材料、製法等すべて明確な定義があってはじめて利用者(購入者)の選択に資することができるのであって、定義をおろそかにすべきではない。

また、定義が明確に定まっていなければ、「まがいもの」について社会的淘汰が困難になり、生産流通に支障をきたすのは明らかである。

名称規制が何らかの障害となっているとすれば、規制そのものではなく、別の要因が働いているとも思われる。

また、名称・定義は長い歴史の中で定着しており、近年では加工食品について指示・公表や罰則の対象となるような例は無いのではないかと考える。

上記の疑問もあり、この点については検討が十分尽くされていないと考えるので、実際に「商品開発の制約となっている」事例、「製造・加工技術等の進歩に対応しきれない」事例、「消費者の選択の妨げになっている」事例を紹介していただき、その上でさらに検討すべきと考える。

- ・名称・定義の規定を廃止した場合、似て非なるものの区別がつきにくくなり、かえって消費者が混乱する例として、ひやむぎ・そうめん・うどん、豆乳・調整豆乳・豆乳飲料などが挙げられる。

【対応方向】の中、

品質表示基準による名称規制の廃止については、上記理由により、見直すべきである。増量やまがい物の存在の有無にかかわらず標準的な規格、名称定義等は必要不可欠であり、商品選択の基準として何らかの形で確立しておくべきと考える。

3．表示の適正化の実効性の確保

(2) 表示を行う際の根拠書類等の保持

【対応方向】の中、

表示内容の根拠となる書類の保持の義務付けについては、製造する品目も使用原材料も多種多様であり、加えて季節変動も生じること、商品生産流通サイクルの短さ等から、中小企業に過大な負担を課すことは、避けるべきである。